

保険料率(被保険者均等割額、所得割率)について

- 保険料は、被保険者一人ひとりにかかります。
- 被保険者均等割額 43,143円
- 所得割率 9.63%
- 一人当たり平均保険料 86,280円(軽減後 73,876円)

○計算方法

$$\text{保険料} = \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者均等割額} \\ \hline 43,143\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{被保険者の総所得} \\ \text{金額等(※)から33万} \times 9.63\% \\ \text{円を差し引いた金額} \\ \hline \end{array}$$

- ※ 収入から必要経費(給与所得控除額、公的年金等控除など)を差し引いたものです。
- ※ 端数については、最終の賦課計算時に整理する予定です。

○保険料の上限額は、50万円となります。

○保険料の軽減

総所得金額等が下記金額以下の世帯	軽減割合
33万円	7割
33万円 + 24.5万円 × 当該世帯に属する被保険者数(被保険者である当該世帯主を除く)	5割
33万円 + 35万円 × 当該世帯に属する被保険者数	2割

※ 総所得金額等とは、例えば、公的年金のみの収入の場合は、その収入額から公的年金等控除を差し引いた額のことをいいます。ただし、軽減判定については、65歳以上の方の公的年金所得については、これからさらに15万円差し引いた額で判定します。

※ なお、世帯主の方が後期高齢者医療制度の被保険者の方でない場合でも、その方の所得は軽減判定の際の対象となります。

- 後期高齢者医療保険料所得階層別一覧(参考資料1参照)
- 後期高齢者医療保険料と国民健康保険料(税)との比較(参考資料2参照)